

国家公務員共済組合連合会東海病院 介護老人保健施設ちよだ

施設入所サービスのご案内

(令和6年6月1日現在)

施設の概要と施設サービスについて

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 国家公務員共済組合連合会東海病院 介護老人保健施設ちよだ
- ・開設年月日 平成12年8月22日
- ・所在地 愛知県名古屋市中千種区千代田橋1丁目1番1号
- ・電話番号 052-711-1060 ・FAX番号 052-719-5516
- ・管理者名 山本 英夫
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(2350180010号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

(施設の目的)

当施設は、要介護状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨を踏まえて、利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら日常生活機能の維持・向上を目指し総合的に援助します。また、家族や地域の人々・機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援することを目的とします。

この目的に沿って当施設では、以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいたうえでご利用ください。

(運営の方針)

- ① 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように策定された施設サービス計画に基づき、医学的管理下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに生活上の支援を行い、生活機能の維持・向上を目指します。
- ② 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合を除き、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- ③ 当施設では、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、その他保健・医療・福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において様々なサービスを享受できるように努めます。
- ④ 当施設では、利用者一人ひとりのプライバシーに配慮したサービス提供に努めます。
- ⑤ 当施設では、家庭的な雰囲気重視し、ゆったりと過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- ⑥ 当施設では、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、指導又は説明を行うとともに、サービス提供にあたっては利用者の同意を得て行います。
- ⑦ 当施設では、ご家族と利用者の関わりを保つため、外出・外泊支援に努めます。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	兼務(再掲)	夜間(再掲)	業務内容
医師	2		2		医療業務
看護職員	10	1	2	1	看護業務
薬剤師	1		1		薬剤業務
介護職員	26	10		4	介護業務
支援相談員	1				相談業務
理学療法士	4		1		理学療法業務
作業療法士	1		1		作業療法業務
言語聴覚士	1		1		言語聴覚業務
管理栄養士	1		1		管理栄養業務
介護支援専門員	5		4		介護支援業務(ケアプラン作成)
事務職員その他	3	2	2		事務業務他

(4) 入所定員数等

- ・定員 100名
- ・療養室 1人部屋 16室 4人部屋 21室

(5) 通所(介護予防通所)リハビリテーション定員数

- ・定員 25名

2. 介護保険施設サービス

当施設でのサービスは、利用者に合わせて作成する施設サービス計画に基づいて提供します。この計画は、利用者及び家族の意向を取り入れ、利用者に関わるあらゆる職種の職員による協議によって作成され、計画の内容については同意を得るようにします。

- ◇ 医療：当施設では入院の必要のない要介護者を対象としています。医師又は看護職員が常駐しており、利用者の状態に照らした医療・看護を行います。
- ◇ リハビリテーション：当施設では理学療法及び作業療法、言語聴覚療法を実施します。また、施設生活そのものが生活機能の維持・向上を目指したリハビリテーション効果を期待したものととなります。個人の心身状態に沿って能力の回復に努めていきます。
- ◇ 生活サービス：当施設では入所中も家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるように利用者の立場に立って運営しています。

3. 苦情処理

当施設では、提供したサービスに関する利用者・家族からの苦情及び相談等に対応する窓口を設置して迅速に対応します。また、ご意見箱への投書や手紙による苦情及び相談も応じます。

- ① 受付窓口→1階 管理課にて直接または電話
〈対応時間は 9時～17時(月曜日～金曜日)〉
- ② 苦情・相談担当者 支援相談員
- ③ 苦情・相談責任者 管理部長、看護介護部長、看護介護長

介護保険施設サービス全般についてのご意見・ご相談は、お住まいの自治体の介護保険担当窓口または、国民健康保険団体連合会までご連絡ください。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 東桜分室

電話052-959-2592 FAX052-959-4155

愛知県国民健康保険団体連合会介護福祉室

電話052-971-4165 FAX052-962-8870

4. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事（原則として食堂で召し上がっていただきます。）
朝食 8時00分から 昼食 12時00分から
おやつ 14時30分から 夕食 18時00分から
- ③ 入浴（週に2回、一般浴槽又は介助を要する利用者には特別浴槽での入浴となります。また、利用者の身体の状態に応じて清拭とさせていただきますことがあります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ リハビリテーション、レクリエーション
- ⑦ 相談援助サービス ⑧ 行政手続き代行 ⑨ その他

5. 施設の医療体制および緊急時の対応等

- ◇ 入所される際に、処方薬がある方はお持ちください。原則として、その薬が無くなった後は当施設にて処方させていただきます。市販の薬を服用されている方は、入所前にご相談ください。
- ◇ 当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力を得て、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応します。
 - <協力医療機関>
 - 名 称 国家公務員共済組合連合会 東海病院
 - 住 所 愛知県名古屋市千種区千代田橋1丁目1番1号
 - 電 話 052-711-6131
 - <協力歯科診療所>
 - 名 称 いしはら歯科クリニック
 - 住 所 愛知県名古屋市千種区上野3丁目20番11号
 - 電 話 052-722-6822
- ◇ 入所後、すぐに歯科検診（無料）を実施し、口腔内の状態確認を行います。検診結果を踏まえ、歯科への受診（有料・保険診療）を希望される場合は、1階管理課まで申込み用紙をご提出ください。
- ◇ 緊急時及び介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに別途ご提出いただく「介護老人保健施設ちよだ 緊急連絡先 確認届」に記入された連絡先に連絡し、市町村への報告等必要な措置を講じます。
- ◇ 医療機関への受診や入院が必要となった場合には、ご家族に付き添いをお願いします。その場合、施設医師が作成する「情報提供書」とともに被保険者証が必要となりますのでご持参ください。また、急変の際は、ご家族の付添いを待たずに医療機関へ搬送する場合があります。
- ◇ 入所中に医療機関を受診する場合は、介護保険上の制限があるため、施設に無断で医療機関への受診や投薬を受けないようにお願いします。
- ◇ 入所中に施設医師により専門的な医学的対応が必要と判断された場合、または中長期的に医療機関への通院が必要となった場合には、退所いただきます。
- ◇ 入院された場合、施設の療養室は新たに入所された方が利用することになります。再び当施設の利用を希望される場合は調整をさせていただきますので、ご相談下さい。

6. 情報提供について

適切な介護保健施設サービスを受けていただくため、利用者・家族の個人情報介護サービス事業者、居宅介護支援事業所、医療機関、自治体等に提供する場合があります。

また、利用者の尊厳の保持のため、養護者による虐待が疑われる場合は、所轄の市町村に通報することがあります。

7. サービス担当者委員会について

当施設では利用者の生活機能の維持・向上を目指すにあたり、施設サービスの利用期間および施設サービス計画を検討する「サービス担当者委員会」を実施します。施設サービス計画に利用者及び家族の意向を反映させるため、入所から1か月後、その後は約3か月毎に開催します。開催については別途ご連絡します。

8. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会は、10時から20時まで可能です。週に2～3回面会をお願いします。
- ・ 消灯時間は、21時となります。
- ・ 外出・外泊希望者は、前日までにサービスステーションにある「外出・外泊願」を提出して下さい。提出当日の外出・外泊も可能ですが、食材発注の関係から、召し上がらなくても食事料金が発生する場合があります。
- ・ 衣類の洗濯は原則、ご自宅をお願いします。面会の際に着替えを持参して下さい。
- ・ 施設の設定・備品の利用に当たって、無断で備品の位置、又は形状を変えないで下さい。
- ・ 貴重品は持参しないで下さい。現金は自己管理できる方のみ必要最低限の金額に留めて下さい。紛失等に関しては当施設では責任を負いかねます。
- ・ 施設内の携帯電話の使用は原則禁止します。ペースメーカーを利用されている方は、事前にお申し出下さい。
- ・ ペットの持ち込みは禁止します。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- ・ 他利用者への迷惑行為（暴力・暴言・誹謗中傷・嫌がらせ等）は禁止します。
- ・ 施設職員へのお心づけは固く辞退します。

9. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知設備、火災通報装置
- ・ 防災訓練 年2回実施

10. ハラスメントへの責務・対策

当施設は、適切な介護保健施設サービスを提供するといった観点から、施設内における性的な言動や優越的な関係を背景とした不適切な言動等により、施設職員の就業環境が害されることを防止する対策を講じています。

11. 高齢者虐待の防止

当施設は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止といった観点から、高齢者虐待の早期発見に努めます。また、虐待を発見した場合には、速やかに市町村又は地域包括支援センター等に報告します。

12. その他

持ち物等については「ちよだのしおり」をご参考ください。